

リハビリディサービスセンター富士 地域密着型通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アブレイズが開設するリハビリディサービスセンター富士（以下「センター」という。）が行なう指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定地域密着型通所介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なうセンターの名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 リハビリディサービスセンター富士

所在地 静岡県富士市厚原688番地6

(事業所の職員体制)

第4条 センターに勤務する従業者の職種、員数は次のとおりとする。

管理者 1名：管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。

従業者 生活相談員 1名以上：日常生活における指導、介護についての相談への対応。

看護職員 1名以上（非常勤兼務）：健康状態の観察、日常生活動作への介助。

介護職員 2名以上（常勤、非常勤含む）：排泄等、日常生活動作への介助。

機能訓練指導員（理学療法士または柔道整復師） 1名以上：利用者に合わせた個別機能訓練の実施。

(営業及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。

営業時間 8時00分から17時00分までとする。

サービス提供時間 午前の部 9時から12時05分

午後の部 13時15分から16時20分

休業日 土曜日、日曜日、8月13日から15日、12月30日から1月3日

(利用定員)

第6条 利用定員は午前の部18名、午後の部18名とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

1. 生活指導（相談援助等）

2. 機能訓練（日常動作訓練）
3. 介護サービス
4. 健康状態の確認
5. 送迎

（利用料等）

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、又は3割の額とする。

2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 次条に規定する通常の実施地域を越えて行なう送迎の費用として、実施地域の境から1キロメートルごとに20円。
 - (2) その他指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについてはその実費。
 - (3) おむつ代等
3. 重要事項説明書（2）その他の費用に定める記載上の額とする

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、原則として富士市（旧富士川町、富士市中里地区より東部地域を除く）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1. 健康状態に異常がある場合には、早急にその旨を申し出ること。
2. 機能訓練室を利用する際には、訓練機器の取り扱いに十分注意し、他の利用者の訓練の妨げにならぬよう、従業者の指示を守ること。
3. センター内での火気の取り扱いは行なわないこと。
4. 他の利用者への迷惑行為（宗教活動、勧誘などは行わないこと）。

（緊急時における対応方法）

第11条 従業者は、指定地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、適切な処置を行なわなければならない。また、家族・介護支援専門員へ連絡を行なう。

（非常災害対策）

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

1. 従業者は当番を決め、定期的に消防用設備の点検を行なう。
2. 管理者は非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行なう。
3. 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 センターは従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。また、事業所は従業者に対し、認知症介護に関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

採用時研修 採用後6ヶ月以内

継続研修 年2回

1. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密の保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(地域との連携、運営推進会議の設置)

第14条 運営推進会議は、利用者及びその家族、地域住民の代表者（町内会長、民生委員、老人クラブの代表者等）、介護保険課職員、管轄地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない）を設置し、概ね6カ月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

運営推進会議における報告、評価、要望、助言等については記録を作成し、公表するとともに、2年間保管するものとする。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

1. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする）を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

3. その他虐待防止のために必要な措置

また事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について）

第17条 従業者のサービス提供中に、利用者様またはそのご家族様等より、従業者がパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）またはセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等）等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡措置をさせていただきます。また、利用者様またはご家族様等の言動、行動により従業者が身体、生命、財産等の被害を受けた場合には、必要な手続きをとり、また、通常の介護方法ではこれを防止することができない時には、サービスを中止させていただく場合があります。また、当該事業所従業者によって、利用者様及びそのご家族様等が、パワーハラスメントまたはセクシャルハラスメント等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡や相談等をすることができるものとする。

（地域との連携等）

第18条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

1. 事業者はその事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第19条 指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定地域密着型通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

（身体拘束）

第20条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者またはそのご家族に対して説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行なうことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行ないます。

附則

この規程は、令和2年6月1日より施行する。

変更点

- ・(事業所の職員体制) 第4条における従業者の員数。
- ・(営業及び営業時間) 第5条におけるサービス提供時間の変更。(平成29年1月4日より変更)
- ・(通所介護内容) 第7条における入浴サービスの廃止。
- ・(利用料等) 第8条3項の追加。
- ・(通常の事業の実施地域) 第9条における実施地域の変更。
- ・(利用定員) 第6条における利用定員数。
- ・(通常の事業の実施地域) 富士宮市削除。
- ・(非常災害対策) 年1回を年2回に変更。
- ・(地域との連携、運営推進会議の設置) 第14条追加。
- ・(その他) 第15条追加。
- ・(衛生管理等) 第16条追加
- ・(虐待防止に関する事項) 第17条追加
- ・(営業及び営業時間) 第5条休業日 8月13日から15日追加
- ・(利用料等) 第8条における 3割の追加
- ・(利用料等) 第8条における (3) おむつ代等

3. 重要事項説明書 (2) その他の費用に定める記載上の額とする に変更

附則

この規程は、令和2年12月29日より施行する。

変更点

- ・(営業及び営業時間) 第5条 休業日の変更
- ・(事業所の職員体制) 第4条 看護職員 1名以上 (非常勤兼務)

附則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

変更点

- ・(非常災害対策) 第12条 3項を追加
- ・(その他運営に関する重要事項) 第13条の追記
- ・(地域との連携、運営推進会議の設置) 第14条の追記
(庁内会長) → (町内会長) へ変更
- ・(衛生管理等) 第16条 1項 (1)、(2)、(3) を追加
- ・(従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について) 第18条を追加
- ・(地域との連携等) 第19条を追加

- ・(業務継続計画の策定等) 第20条を追加

附則

この規程は、令和3年9月1日より施行する。

変更点

- ・(指定地域密着型通所介護の内容) 第7条

指定通所介護→指定地域密着型通所介護 へ変更

- ・(通常の事業の実施地域) 第9条

富士宮市(淀師より北部を除く)の区域とする。を削除

- ・(その他) 第15条 を削除

- ・(地域との連携、運営推進会議の設置) 第14条

運営推進会議は、利用者及びその家族、地域住民の代表者(町内会長、民生委員、老人クラブの代表者等)、介護保険課職員、管轄地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない)を設置し、概ね6カ月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。運営推進会議における報告、評価、要望、助言等については記録を作成し、公表するとともに、2年間保管するものとする。・・・下線部を追記

- ・(衛生管理等) 第16条→第15条 に変更

- ・(虐待防止に関する事項) 第17条→第16条 に変更

- ・(従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について)

第18条→第17条 に変更

- ・(地域との連携等) 第19条→第18条 に変更

1項. 指定通所介護→指定地域密着型通所介護 に変更

- ・(業務継続計画の策定等) 第20条→第19条 に変更

指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定地域密着型通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施する。・・・指定通所介護→下線部の指定地域密着型通所介護 に変更

- ・(身体拘束) 第20条の追記

附則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

変更点

(従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について)

第17条 従業者のサービス提供中に、利用者様またはそのご家族様等より、従業者がパワーハラスメント(身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等)またはセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等)等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡措置をさせていただきます。また、利用者様またはご家族様等の言動、行動により従業者が身体、生命、財産等の被害を受けた場合には、必要な手続きをとり、また、通常の介護方法ではこれを防止することができない時には、サービスを中止させていただく場合があります。また、当該事業所従業者によって、利用者様及びそのご家族様等が、パワーハラスメントまたはセクシャルハラスメント等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡や相談等をすることができるものとする。

下線部を追記する。

リハビリディサービスセンター富士 指定介護予防通所介護相当サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アブレイズが開設するリハビリディサービスセンター富士（以下「センター」という。）が行なう指定介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なうセンターの名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 リハビリディサービスセンター富士

所在地 静岡県富士市厚原688番地6

(事業所の職員体制)

第4条 センターに勤務する従業者の職種、員数は次のとおりとする。

管理者 1名：管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。

従業者 生活相談員 1名以上：日常生活における指導、介護についての相談への対応。

看護職員 1名以上：(非常勤兼務)

健康状態の観察、日常生活動作への介助。

介護職員 2名以上：(常勤、非常勤含む)

排泄等、日常生活動作への介助。

機能訓練指導員（理学療法士または柔道整復師）1名以上：利用者に合わせた個別機能訓練の実施。

(営業及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。

営業時間 8時00分から17時00分までとする。

サービス提供時間 午前の部 9時00分から12時05分

午後の部 13時15分から16時20分

休業日 土曜日、日曜日、8月13日から15日、12月30日から1月3日

(利用定員)

第6条 利用定員は午前の部18名、午後の部18名とする。

(指定介護予防通所介護相当の内容)

第7条 指定介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

1. 生活指導（相談援助等）
2. 機能訓練（日常動作訓練）
3. 介護サービス
4. 健康状態の確認
5. 送迎

(利用料等)

第8条 指定介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、又は3割の額とする。

2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 次条に規定する通常の実施地域を越えて行なう送迎の費用として、実施地域の境から1キロメートルごとに20円。
 - (2) その他指定介護予防通所介護相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについてはその実費。
 - (3) おむつ代等

3. 重要事項説明書(2)その他の費用に定める記載上の額とする

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、原則として富士市(旧富士川町、富士市中里地区より東部地域を除く)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1. 健康状態に異常がある場合には、早急にその旨を申し出ること。
2. 機能訓練室を利用する際には、訓練機器の取り扱いに十分注意し、他の利用者の訓練の妨げにならぬよう、従業者の指示を守ること。
3. センター内での火気の取り扱いは行なわないこと。
4. 他の利用者への迷惑行為(宗教活動、勧誘など)。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、介護予防通所介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、適切な処置を行なわなければならない。また、家族・介護支援専門員へ連絡を行なう。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

1. 従業者は当番を決め、定期的に消防用設備の点検を行なう。
2. 管理者は非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行なう。

3. 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 センターは従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。また、事業所は従業者に対し、認知症介護に関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

採用時研修 採用後6ヶ月以内

継続研修 年2回

1. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密の保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(地域との連携、運営推進会議の設置)

第14条 運営推進会議は、利用者及びその家族、地域住民の代表者（町内会長、民生委員、老人クラブの代表者等）、介護保険課職員、管轄地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない）を設置し、概ね6ヶ月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

運営推進会議における報告、評価、要望、助言等については記録を作成し、公表するとともに、2年間保管するものとする。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

1. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする）を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるもの

とする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置

また事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について）

第17条 従業者のサービス提供中に、利用者様またはそのご家族様等より、従業者がパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）またはセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等）等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡措置をさせていただきます。また、利用者様またはご家族様等の言動、行動により従業者が身体、生命、財産等の被害を受けた場合には、必要な手続きをとり、また、通常の介護方法ではこれを防止することができない時には、サービスを中止させていただく場合があります。また、当該事業所従業者によって、利用者様及びそのご家族様等が、パワーハラスメントまたはセクシャルハラスメント等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡や相談等をすることができるものとする。

（地域との連携等）

第18条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

1. 事業者はその事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第19条 指定通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

（身体拘束）

第20条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者またはそのご家族に対して説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていく為の取り組みを積極的に行います。

附則

この規程は、令和2年6月1日より施行する。

前回との変更点

- ・(事業所の職員体制) 第4条における従業者の員数。
 - ・(営業及び営業時間) 第5条におけるサービス提供時間の変更。(平成29年1月4日より変更)
 - ・(通所介護内容) 第7条における入浴サービスの廃止。
 - ・(利用料等) 第8条3項の追加。
 - ・(通常の事業の実施地域) 第9条における実施地域の変更。
 - ・(利用定員) 第6条における利用定員数。
 - ・(通常の事業の実施地域) 富士宮市削除。
 - ・(非常災害対策) 年1回を年2回に変更。
 - ・(地域との連携、運営推進会議の設置) 第14条追加
 - ・(その他) 第15条追加
 - ・(衛生管理等) 第16条追加
 - ・(虐待防止に関する事項) 第17条追加
 - ・(営業及び営業時間) 第5条 休業日 8月13日から15日追加
 - ・(通常の事業の実施地域) 第9条 富士宮市(淀師より北部を除く)を追加
 - ・(利用料等) 第8条における 3割の追加
 - ・(利用料等) 第8条における (3) おむつ代等
3. 重要事項説明書 (2) その他の費用に定める記載上の額とする に変更

附則

この規程は、令和2年12月29日より施行する。

変更点

- ・(営業及び営業時間) 第5条 休業日の変更
- ・(事業所の職員体制) 第4条 看護職員 1名以上 (非常勤兼務)

附則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

変更点

- ・(非常災害対策) 第12条 3項を追加
- ・(その他運営に関する重要事項) 第13条の追記
- ・(地域との連携、運営推進会議の設置) 第14条の追記
- ・(衛生管理等) 第16条 1項 (1)、(2)、(3) を追加
- ・(従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について) 第18条を追加
- ・(地域との連携等) 第19条を追加

- ・（業務継続計画の策定等）第20条を追加

附則

この規程は、令和3年9月1日より施行する。

変更点

- ・（通常の事業の実施地域）第9条

富士宮市（淀師より北部を除く）の区域とする。 を削除

- ・（地域との連携、運営推進会議の設置）第14条

運営推進会議は、利用者及びその家族、地域住民の代表者（町内会長、民生委員、老人クラブの代表者等）、介護保険課職員、管轄地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない）を設置し、概ね6カ月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。運営推進会議における報告、評価、要望、助言等については記録を作成し、公表するとともに、2年間保管するものとする。・・・下線部を追記

- ・（その他）第15条 を削除

- ・（衛生管理等）第16条→第15条 に変更

- ・（虐待防止に関する事項）第17条→第16条 に変更

- ・（従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について）

第18条→第17条 に変更

- ・（地域との連携等）第19条→第18条 に変更

- ・（身体拘束）第20条 の追記

附則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

変更点

（従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について）

第17条 従業者のサービス提供中に、利用者様またはご家族様等より、従業者がパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）またはセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないがらせ行為等）等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡措置をさせていただきます。また、利用者様またはご家族様等の言動、行動により従業者が身体、生命、財産等の被害を受けた場合には、必要な手続きをとり、また、通常の介護方法ではこれを防止することができない時には、サービスを中止させていただく場合が

あります。また、当該事業所従業者によって、利用者様及びそのご家族様等が、パ
ワーハラスメントまたはセクシャルハラスメント等を受けた際は、担当の介護支援専門
員や行政等に対して必要な連絡や相談等をすることができるものとする。

下線部を追記する。